

一般職の職員の給与に関する条例・行政職給料表の職務の級等ごとの職員の数

行政職給料表適用職員 … 他の給料表の適用を受けない職員（事務職員など）

職務の級	級別標準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階					
		人数	割合	職名	人数	人数	割合	段階			
1 級	主事又は技師の職務	484	13.2%	主事 技師 文化財主事 少年補導職員 計	288 192 3 1 484	977	26.5%	主事級			
2 級	困難な業務を行う主事又は技師の職務	493	13.4%	主事 技師 文化財主事 少年補導職員 計	321 166 3 3 493						
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	672	18.3%	主任 文化財主任 主査 主査（再任用職員） 専門員 専門員（再任用職員） 文化財主査 文化財主査（再任用職員） 係長 専門官 計	331 5 126 8 1 178 1 1 19 2 672				573	15.6%	主査級
				主査 文化財主査 係長 専門官 副主幹 事務長補佐 課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 課長（課長補佐級） 主任専門官（課長補佐級） 主任専門官（課長補佐級、再任用職員） 計	201 1 34 1 276 19 4 2 2 3 8 2 553						
				副主幹 副所長 所長（能代湾港事務所、副主幹級） 所長（ダム管理事務所、副主幹級） 主任図書専門員 事務長 事務長（再任用職員） 事務長補佐 課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 課長（課長補佐級） 支所長（副主幹級） 主任専門官（課長補佐級） 主幹 主幹（再任用職員） 検査主幹 副館長（再任用職員） 課長（地域振興局） 出納室長 課長（総合県税事務所） 支所長（主幹級） 所長（ダム管理事務所、主幹級） 所長（八郎潟基幹施設管理事務所） 所長（花き種苗センター） 事務長（衛生看護学院） 副校長（消防学校） 出張所長 計	533 1 1 2 1 25 15 29 23 1 1 3 2 4 341 4 7 1 58 3 3 3 1 1 1 1 1 5 1071						
				主幹 検査主幹 課長（地域振興局） 課長（総合県税事務所） 所長（船川港湾事務所） 支所長（総合県税事務所） 副所長	71 1 10 4 1 2 1						

6 級	1 本庁の課長の職務 2 地域振興局の部長の職務 3 上席主幹の職務 4 地域振興局の次長の職務 5 困難な業務を行う主幹の職務 6 困難な業務を行う地域振興局の課長の職務	290	7.9%	総合調整主幹	10	58	1.6%	上席主幹級
				調査官	3			
				調査官（再任用職員）	4			
				交通管制官	1			
				次長（地域振興局）	25			
				地域環境専門員	3			
				所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）※1	8			
				園長（千秋学園）	1			
				校長（職業能力開発校）	3			
				課長（知事部局の本庁）	27			
				室長（知事部局の本庁）	5			
				政策監等（知事部局の本庁）※2	39			
				課長待遇（知事部局の本庁）	6			
				課長（委員会等の事務局）	4			
				課長（教育庁）	5			
				室長（教育庁）	1			
				政策監（教育庁）	1			
				主席調査官（警察本部等）	6			
				次長（自治研修所）	1			
				部長（地域振興局）	24			
				部長（総合県税事務所）	2			
				部長（産業技術センター）	1			
				副所長（東京事務所）	2			
				校長（消防学校）	1			
				所長（知事部局の地方機関）※3	5			
				室長（知事部局の試験研究機関）※4	8			
				所長（教育事務所）	3			
総務事務センター長	1							
計	290	186	5.1%	課長級				

（参考）

※1	6級の「所長（知事部局の地方機関、上席主幹級）」の内訳は、スポーツ科学センター、北児童相談所、南児童相談所、女性相談所、農業研修センター、病害虫防除所、秋田港湾事務所、大館能代空港管理事務所が各1名である。
※2	6級の「政策監等（知事部局の本庁）」の内訳は、政策監が27名、防災監、読書活動推進監、人材誘致推進監、地域交通対策監、スポーツ振興監、スマート農業推進監、新エネルギー推進監、流域防災監、再造林推進監、デジタルガバメント推進監が各1名、技術管理監が2名である。
※3	6級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、大阪事務所、福祉相談センター、生活センター、中央児童相談所、秋田空港管理事務所の所長が各1名である。
※4	6級の「室長（知事部局の試験研究機関）」の内訳は、林業研究研修センターが各2名、農業試験場、総合食品研究センター、健康環境センター、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センターが各1名である。
※5	8級の「所長（知事部局の地方機関）」の内訳は、自治研修所、総合県税事務所、健康環境センターが各1名である。
※6	9級の「事務局長（委員会等の事務局）」の内訳は、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局が各1名である。

（注）割合は小数点第2位を四捨五入して求めており、端数処理の関係上、各級・各段階ごとの割合の和と合計欄の数値は一致しないことがある。